

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和5年度実績 要旨

目標1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域移行者数

- ① 目標 令和3年度から令和5年度までの合計 5人
- ② 実績 0人

(2) 入所者数

- ① 目標 令和5年度末 79人
- ② 実績 80人

(3) 評価

R3年度に「東松山市相談支援事業所連絡会議」で整理をしたが、地域移行の可能性がある入所者を挙げる事ができなかった。R4年度には総合福祉エリア相談支援事業所が試行的に、施設入所者について、相談員が入所施設に訪問しモニタリングを行う際に併せて、地域移行に対する本人の希望等の聞き取り調査を実施した。R5年度は全入所者82人に対し、聞き取り調査を実施した結果、地域移行の可能性は下記のとおり整理された。

※ () 内市内施設入所者

本人が希望し、その他は困難と見立てる者	5人(1人)
本人・家族が希望していないが、支援者は可能と見立てる者(現状でも可能)	1人
本人の意思は確認できないが、家族は希望しており、支援者は可能と見立てる者 (サービス提供や社会資源の整備による)	1人
本人・家族が希望していないが、支援者は可能と見立てる者(本人・家族の気持ちが固まったら可能)	1人
本人・家族が希望していないが、支援者は可能と見立てる者(サービス提供や社会資源の整備による)	5人(2人)

(4) 今後の対応

調査結果を基に、「東松山市相談支援事業所連絡会議」や「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」で地域移行の可能性や課題等について協議し、地域移行につなげる個別支援についても調整を図る。

(5) 入所施設について

入所施設の利用先は、①市内施設：30人、②比企郡内施設：21人、③県内施設：28人、④県外施設：1人である。

(6) 関連実績

- ① 市内共同生活援助事業所(グループホーム)定員数
R3年度末:255人 R4年度末:268人 R5年度末:288人
- ② 共同生活援助(グループホーム)利用実績(人/月)
R3:118人 R4:129人 R5:138人
- ③ 共同生活援助(グループホーム)年度末利用者数
R3年度末:121人 R4年度末:133人 R5年度末:147人

目標2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神障害者が精神病床から退院後、地域で安定した生活を送れるよう地域定着支援を行う。

① 目標

比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」や「東松山市地域生活支援拠点等」にて、保健、医療、福祉関係者による精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行い、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていく。

② 実績

「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」において、比企 8 市町村で精神病床から退院する特定の精神障害者 14 ケースをモデルケースとしてモニタリングを実施した。地域課題の整理表を用い、6 ケースについて、課題と課題に対する取組の考え方を整理した。各機関から退院者及び地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助利用者の情報共有を行った。

(2) 1年以上の長期入院患者数

① 目標 令和5年6月30日時点 65歳以上：77人 65歳未満：48人 計：125人

② 実績 令和5年6月30日時点 65歳以上：69人 65歳未満：42人 計：111人

(3) 入院者の退院率

① 目標 令和4年6月1か月間に入院した患者の退院率

入院後3か月時点：69% 入院後6か月時点：86% 入院後1年時点：92%

② 実績 令和4年6月1か月間に入院した患者の退院率

入院後3か月時点：86% 入院後6か月時点：86% 入院後1年時点：86%

(4) 評価

モニタリング対象者は支援体制が確保されていることから、概ね地域で安定した生活を継続していることが確認できた。一部について地域課題と、課題に対する取組の考え方を整理できた。

1年以上の長期入院患者数については、医療機関の尽力、東松山保健所の取組や関係機関の連携等により目標を達成することができた。

入院者の退院率については、各関係機関により入院者の地域移行を促進する取組を行った結果、入院3か月時点で高い退院率を達成した以降は横ばいで、入院1年後時点の目標を達成できなかった。

(5) 今後の対応

「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」でモニタリングから抽出した地域課題について、解決に向けた取組を進める。また、同連絡会等で地域定着支援や自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図る取組を行う。精神科医療機関入院患者の地域移行については、医療機関や保健所からの働きかけに応じ、早期退院が実現できるよう障害福祉サービス等の調整を図るとともに、地域生活支援拠点等事業においても、個別ニーズの把握に努め、地域移行を促進する取組を行う。

今後は、退院支援や地域移行支援をはじめとする地域支援の充実と、令和6年4月の法改正を受け、「精神保健に課題を抱える者」の支援を両輪で進めていくこととなる。

(6) 関連実績

① 精神障害者の地域移行支援利用実人数実績（人／月） R5： 1人

② 精神障害者の地域定着支援利用実人数実績（人／月） R5：12人

③ 精神障害者の共同生活援助利用実人数実績（人／月） R5：47人

④ 精神障害者の自立生活援助利用実人数実績（人／月） R5： 1人

目標3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

① 目標

令和5年度末までの間に東松山市地域生活支援拠点等を確保し、運用状況の検証及び検討を東松山市地域自立支援協議会において年1回以上開催する。

② 実績

令和3年5月に東松山市地域生活支援拠点等を面的整備の手法で整備した。令和5年度中に2事業所が新規登録し、令和6年3月末時点で市内21事業所が拠点事業者登録をしている。随時、市と比企地域基幹相談支援センターで未登録事業所を訪問し、事業説明と登録の依頼をした。

地域生活支援拠点等連絡会議を年3回開催し、主に緊急時支援が見込まれる利用者について、緊急時に短期入所が見込まれるケース18人と、ヘルパー派遣が見込まれるケース11人に分けてリスト化した（一部重複有）。令和5年度は緊急時に短期入所対応をした実績が3件あり、いずれもリストで事前に緊急時を想定していた利用者だった。また、要支援者の事前把握については、行動援護支給決定者全22人について、「東松山市相談支援事業所連絡会議」で個別に緊急時支援の必要性を検討したほか、強度行動障害を有する在宅の障害者について整理を行った。

運用状況について報告様式を作成し、東松山市地域自立支援協議会において検証及び検討を行った。

(2) 評価

目標である地域生活支援拠点等の確保は令和3年度に達成し、令和4年度から「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」を年3回開催し、事業の進捗管理を行っている。主に緊急時支援が見込まれる利用者についてリスト化を進め、緊急時支援の受け皿となる事業所とのマッチングを進めるとともに、緊急時支援の必要な対象者の把握にも努めている。運用状況について検証は東松山市地域自立支援協議会で実施し、拠点事業の5つの機能に「要支援者の事前把握及び体制」を加えた6つの評価指標について、いずれも「一定程度できている」という評価に至った。

(3) 今後の対応

市外の事業所も対象に、引き続き、各法人へ拠点事業を説明と登録依頼を行い、登録事業所を増やし、関係機関と連携を図る。

要支援者としてリストに記載された利用者について、受入れ事業所とのマッチングを進める。

要支援者の事前把握について、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握等、リストに記載されていない障害のある人や障害福祉サービスを利用していない障害のある人への支援を協議する。

地域における支援困難ケースへの対応について関係機関で協議する。

目標4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設からの一般就労者

- ① 目標 令和5年度（1年間）において一般就労する人数
就労移行支援事業12人 就労継続支援B型事業5人
- ② 実績 就労移行支援事業15人 就労継続支援B型事業4人

(2) 就労定着支援事業利用者数

- ① 目標 令和5年度（1年間）において就労定着支援事業を利用する人数 12人（7割）
- ② 実績 11人（5割8分）

(3) 評価

福祉施設からの一般就労者数は、令和5年度19人で、過去最多だった。内訳は市内就労移行支援事業所8人、市外就労移行支援事業所7人、市外就労継続支援B型事業所4人で、継続して就労継続支援B型事業所より一般就労者を出すことができた。

就労定着支援事業利用者数については、目標人数には1人足りず、利用割合については、分母となる一般就労者数が多かったことから、目標値を更に下回った。また、就労定着支援事業所の複数整備には至らなかった。

(4) 今後の対応

令和4年度に市内相談支援事業所が担当している就労継続支援B型事業所等の利用者について、一般就労の意向について本人や事業所等に聞き取り調査を実施した。その後、個別の支援経過を確認している。随時、一般就労が見込まれるケースについて「東松山市相談支援事業所連絡会議」で個別の支援経過を確認するとともに、就労に向けた具体的な支援が展開できるよう、相談支援専門員への助言等を行う。

また、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所での就労訓練後、一般就労した障害のある人と、その支援をした就労継続支援事業所に、東松山市障害者就労継続支援事業補助金を交付するチャレンジアップ応援制度を活用し、福祉施設から一般就労を目指す障害者の後押しし、一般就労者数の増加を促進する。

(5) 関連実績

- ① 就労継続支援B型事業所平均工賃
R3：16,357円 R4：18,629円 R5：19,161円

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) ○児童発達支援センターの設置

○難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

① 目標

東松山市地域自立支援協議会にて、児童発達支援センターの機能の一つである地域支援機能を担うことにより児童発達支援センターの設置に代える。また、この地域における難聴児の支援方法を東松山市自立支援協議会で協議する。

② 実績

「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」において、児童発達支援センターが担う機能については、児童発達支援事業所への聞き取り調査や研修会の実施、巡回相談支援チームの学校訪問など、従来から取組を実施していた。就学前児童の相談増加を受け、関係機関が協力し、初期段階での相談の充実を図れるように、委託相談への紹介の取組も継続している。新たな機能として「地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能」について関係各課と調整を図った結果、インターネット上に相談の入り口を設定することとし、児童発達支援センターの設置として令和6年4月から運用を開始した。

難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保については、埼玉県がまとめた「聴覚障害児の早期発見・早期療育について（保険・医療・福祉・教育の連携を進めていくための関係機関向け基本資料）」を「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」で共有した。市においても新生児聴覚スクリーニング検査や就学時健康診断等、早期発見に向けた取組を継続している。

(2) 保育所等訪問支援事業所等の整備

① 目標

保育所等訪問支援事業所は既に複数整備されており、利用できる体制は構築されているため、引き続き、関係機関等が必要に応じて当該サービスを利用して療育支援を行っていく。

② 実績

事業所数：3か所 利用人数：11人

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

① 目標

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を2か所以上整備する。

② 実績

事業所数：1か所 利用人数：1人

(4) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

① 目標

令和5年度末までに東松山市地域自立支援協議会内に設置している「医療・福祉連携プロジェクト」にて保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行い、医療的ケア児等コーディネーターを1人以上配置する。

② 実績

医療的ケア児等コーディネーター配置人数：1人

「医療・福祉連携プロジェクト」プロジェクト会議開催回数：3回

参加事業所：医療機関、訪問看護、東松山保健所、保健センター、障害福祉サービス事業所、障害者福祉課等

(5) 評価

- ・「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」で地域自立支援協議会が担う児童発達支援センターの機能と実施している取組を整理した。関係機関との調整を行い、「地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能」について、インターネット上に相談の入り口を設定することとし、児童発達支援センターの設置として令和6年4月から運用を開始した。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備については引き続き事業所への働きかけが必要である。
- ・医療的ケア児に関する協議の場とコーディネーターの配置は整備が完了している。協議の場では、個別リストを基にしたモニタリングを実施し、家族背景なども含めて関係機関で現状を把握することができた。地域の受け皿が不足しているという課題に対して、市内生活介護事業所に呼びかけ、情報交換を行う機会を新たに設けるなど、地域課題の解決に向かう取組を開始した。

(6) 今後の対応

- ・地域自立支援協議会が担う児童発達支援センターの機能としての取組として、保育や教育の現場に専門家チームが訪問し課題の共有や意見交換を行う巡回相談の取組を継続するほか、児童発達支援事業所等にヒアリング調査等を行うなど、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築する。また、こども家庭センターと協力し、より効果的な連携を協議する。難聴児支援については、引き続き早期発見に努め、関係機関で連携を図りながら早期療育につなげる取組を継続する。
- ・協議の場におけるモニタリングは「幼児期・学齢期」と「成人期」に分けて継続実施する。「医療的ケア児・者に対する受け皿が少ない」という課題解決に向け、まずは、生活介護事業所同士がつながりを持てる場を創出し、ネットワークづくりや資質の向上等、段階的に取り組む。

目標6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

① 目標

障害者相談支援事業により総合的・専門的な相談を行い、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」にて相談支援体制の強化を図る。

② 実績

「委託相談支援事業所連絡会」会議開催回数：12回

参加事業所：委託相談支援事業所、比企地域基幹相談支援センター

本連絡会において、個別支援や地域課題について検討するため、新規相談ケース等について共有し、地域課題の検討を行うとともに、相談支援体制の強化を図った。また、東松山市のサービスにつながっていない委託相談の利用者で緊急時の支援が見込まれる利用者を試験的にリスト化した。

特定相談支援事業所を対象に委託相談支援についてのアンケート調査や、行政への聞き取りを行い、委託相談事業の役割や連携等における課題を集約した。それを基に委託相談と特定相談が関わるケースについて整理し、研修会において、相談支援事業所の役割や連携方法等について共有や検討を行い、相談支援体制の強化を図った。

(2) 相談支援事業者への指導・助言の実施や人材育成の支援、連携強化の取組の実施

① 目標

- ・比企地域基幹相談支援センター事業により各種相談支援事業所への専門的な指導、助言の実施や、人材育成を行う。
- ・介護保険分野や子育て支援分野の相談機関との連携強化を図る。

② 実績

- ・「東松山市相談支援事業所連絡会議」開催回数：6回

参加事業所：市内相談支援事業所、比企地域基幹相談支援センター、東松山保健所、障害者福祉課
「相談支援従事者研修会」開催回数：2回 参加人数：計66人

- ・「要保護児童対策地域協議会」開催回数：6回

「高齢者及び障害者の支援に係る研修会」開催回数：1回

(3) 評価

- ・委託相談支援事業所連絡会を開催し、事例検討等を行うことにより、比企地域の相談支援体制の整備と相談支援の質の向上を図ることができた。
- ・東松山市相談支援事業所連絡会議に比企地域基幹相談支援センターや東松山保健所が参加し、ケース事例検討を毎回行い、個別支援に係る評価や助言、指導等を行う機会が確保できた。
- ・相談支援事業所等を対象とした研修会を開催し、相談支援専門員の資質向上や事業所間の連携強化を図ることができた。

(4) 今後の対応

さらなる相談支援体制の充実・強化等を図るため、引き続き、東松山市相談支援事業所連絡会議及び委託相談支援事業所連絡会等で、個別の支援内容の検証等を通して地域課題の把握を行い、相談支援体制の強化を図る。また、相談支援の役割や連携方法等については、継続的に協議を行う。

比企地域基幹相談支援センター事業により、相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言を行うほか、人材育成に資する研修等を実施し、相談支援専門員の資質向上に取り組む。

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組

① 目標

市職員や障害福祉サービス事業所が担い手の確保や資質の確保のための適切な研修を受講していく。

② 実績

- ・市職員 埼玉県や民間事業者が主催する研修の受講人数 受講人数：26人
- ・比企地域自立支援協議会や比企地域基幹相談支援センター等が主催する障害福祉サービス事業所職員が参加した研修会 開催回数：5回

(2) 障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証

① 目標

東松山市地域生活支援拠点等にて地域課題を抽出し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく。

② 実績

東松山市相談支援事業所連絡会議では、想定される緊急時支援を、短期入所とヘルパー派遣に分けて対象者を整理した。令和5年3月1日時点で把握している対象者は短期入所18人、ヘルパー派遣11人となった（重複有）。障害福祉サービスの利用状況を整理し、緊急時支援の必要性の有無をはじめ、必要な支援内容について協議した。

(3) 障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築

① 目標

比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」にて自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図る。

② 実績

審査支払システムのエラーについて集計し、その傾向などを共有した。事務作業に係るコストを下げること、時間と労力を支援に回すことにつながることを確認した。

(4) 評価

市職員が積極的に研修に参加したほか、障害福祉サービス事業所向けの研修も実施した。

東松山市相談支援事業所連絡会議では緊急時支援の必要性を念頭に置き、障害福祉サービス等の利用状況の把握や検討を行い、必要な支援内容について協議した。

障害福祉サービス事業所連絡会では、自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有にし、事務の効率化を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上へ向けた取り組みを実施した。

(5) 今後の対応

障害者総合支援法の具体的な内容の理解を進めるため、引き続き、市職員や障害福祉サービス事業所は研修等に参加し、スキルアップを図る。

東松山市地域生活支援拠点等連絡会議等において、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うことにより、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのかを検証していく。

自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、引き続き比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」において、サービスごとに整理した上でエラーを例示する等、事務の効率化を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上につながる取組を継続する。